

県立病院における診療記録の開示に関する指針

(指針の目的)

第1条 この指針は、鳥取県立中央病院及び鳥取県立厚生病院（以下「県立病院」という。）が、患者からの求めに応じ、当該患者に係る診療記録を閲覧に供し、又は写しを交付（以下、閲覧又は写しの交付を「開示」という。）する際の手続を定めることを目的とする。

なお、県立病院は適切な医療提供及び県立病院に対する信頼確保のため、日常の診療活動において、的確かつ適正に診療情報を患者に伝えるよう努めるものとし、また、患者から診療情報の開示を求められたときは、特段の事情がある場合を除き、その求めに応じるものとする。

(開示する診療記録の対象)

第2条 開示する診療記録の対象は、診療録（カルテ）、エックス線写真、看護記録、検査記録、処方せんその他診療のために県立病院の職員が職務上作成し、または取得した公文書に記載されたものであって、当該県立病院が組織的に用いるものとして、保有しているものとする。

(診療記録の開示を申し出ることができる者)

第3条 診療記録の開示を申し出ることができる者は、患者本人とする。ただし、次に掲げる者は患者本人に代わり申し出ることができるものとする。

- (1) 患者本人が未成年者又は成年被後見人である場合は、法定代理人（ただし、患者本人が満15歳以上の未成年者の場合は、当該患者本人の同意がある場合に限る。）
- (2) 患者本人の診療記録の開示を申し出ることにつき、当該患者本人の同意を得た任意代理人
- (3) 患者本人が死亡している場合はその親族（配偶者又は2親等までの血族（これらの者に法定代理人又は任意代理人がいる場合の法定代理人又は任意代理人を含む。）をいう。以下同じ。）
- (4) 診療記録の開示の申出について患者本人が意思表示ができないと認められる場合はその親族

(診療記録の開示の請求方法)

第4条 診療記録の開示を申し出ようとする者は、別紙様式1「診療記録開示申出書」（以下「申出書」という。）に所要の事項を記入し、申出者本人であることを証する書類を提示し、又は添付して、県立病院の病院長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申出は、県立病院に持参して行うものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、鳥取県個人（死者）情報保護事務取扱要綱（令和5年3月30日付第202200327863号鳥取県地域づくり推進事務部長通

知) 第4編第1章2-2の例により、送付により申出書を提出することができるものとする。

(診療記録の開示の決定)

第5条 県立病院の病院長は、申出書を受理したときは、次の事項を審査の上、申し出のあった診療記録の全部又は一部の開示の可否を決定し、申出者に対して別紙様式2「診療記録開示(一部開示・非開示)決定通知書」により通知するものとする。

- (1) 申出者が本指針に定める正当な申出者であることの当否
- (2) 診療記録を開示することにより、患者本人に心理的影響を与えるなど、治療効果等への悪影響が懸念される情報の有無
- (3) 診療記録の中に含まれる申出者及び県立病院の職員以外の者(以下「第三者」という。)に係る情報又は第三者から取得した情報の有無。また当該情報が含まれている場合、当該情報を申出者に提供することについて当該第三者の承認の有無
- (4) 診療記録を開示することにより、患者本人又は第三者の正当な利益が害されると認められる情報の有無

2 県立病院の病院長は、前項の決定に当たり、必要に応じて、県立病院に設置する「診療記録提供委員会」の意見を聞くものとする。

3 第1項の決定の通知は、申出書を受理した日から原則として15日以内に行うものとする。ただし、申出のあった診療記録の中に、第三者に係る情報又は第三者から得た情報が含まれている等の場合は、この日数に当該第三者の承認等に要する日数を加えた日数以内に行うものとする。

(診療記録の開示)

第6条 県立病院の病院長は、診療記録の全部又は一部の開示を決定したときは、申出者と協議の上、開示の日時を指定するものとする。

2 開示に当たっては、開示を受けようとする者が持参した診療記録開示(一部開示)決定通知書及びその他の書類により、職員に開示決定を受けた本人であることを確認させ、その上で開示決定を受けた本人に対して開示するものとする。

3 郵送を希望する旨の申出を行った者に対しては、前2項の規定にかかわらず、診療記録の写しを書留郵便等、対面で届き受領印または署名が必要な郵便により当該申出を行った者に送付することにより開示するものとする。なお、開示に伴う費用(写しの作成に要する費用及び写しの送付に要する費用)の納付方法については、診療記録の写しを送付する前に申出者に伝えておくこととする。

4 前項の開示に当たっては、診療記録開示決定通知書等の送付にあわせて、開示に伴う費用負担額を当該申出を行った者に通知するものとする。

(診療記録提供委員会)

第7条 県立病院に診療記録提供委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、県立病院の副院長、事務局長及び病院長が必要に応じて指名した者をもって構成する。

3 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本指針の運営に当たり生じた問題に対する適切な対応方策のとりまとめ
- (2) 第5条第2項に定める意見の具申

(費用の徴収)

第8条 診療記録の写しの交付に要する複写費用等の実費は、開示決定を受けた本人の負担とし、開示の当日までに徴収する。

2 前項の実費の額は県立病院の病院長が別に定める。

(実績の報告等)

第9条 県立病院の病院長は、毎年4月末日までに別紙様式3「診療記録の開示実績報告書」を作成し、鳥取県病院局長に報告するものとする。

2 鳥取県病院局長は、前項の報告を受け、本指針の改正、又は本指針の運用の改善が必要と認めた場合は、速やかに県立病院の病院長と協議の上、改正又は改善を行うものとする。

(その他)

第10条 本指針の運用に当たっては、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。

附 則

この指針は、平成14年3月1日から適用する。

一部改正 平成22年10月20日適用（別紙様式1の改正）

一部改正 平成23年8月10日適用（別紙様式1の改正外）

一部改正 令和2年1月21日適用（第3条の改正）

一部改正 令和3年6月10日適用（別紙様式1の改正）

一部改正 令和5年11月15日適用（第3条の改正外）

別紙様式 1

年 月 日	
診療記録開示申出書	
鳥取県立 病院長 様	
住 所	
申出者 氏 名	
連絡先()-()-()	
以下の診療記録を開示してください。	
1. だれの診療記録が必要ですか	住所： 氏名： (生年月日： 年 月 日) 申出者との関係：
2. 必要とする診療記録の内容 右欄の該当するものに○印をし、いつのものが必要か[]内に記入してください。	診 療 録[年 月 日～ 年 月 日] 看護記録[年 月 日～ 年 月 日] 検査記録(画像診断記録を含む) [年 月 日～ 年 月 日] そ の 他(内容： [年 月 日～ 年 月 日])
3. 希望する開示の方法 右欄の該当するものに☑をしてください。	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧 <input type="checkbox"/> 窓口での写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送

※あなた(申出者)が患者御本人でない場合は、原則として御本人の同意が必要となりますので、裏面の同意書を患者御本人により作成してもらってください。(患者御本人が亡くなっている場合等は作成は不要となりますが、詳しくは県立病院事務局にお尋ねください。)

※この手続は「県立病院における診療記録の開示に関する指針」に基づいて行われるものであり、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)に基づくものではないことを御了解の上、お申し出ください。

同 意 書

私は、_____が私に代わり、診療記録の開示を申し出ることに同意
します。

年 月 日

住 所

同意者 氏 名

連絡先()-()-()

○ ○ 様

鳥取県立○○病院長

診療記録開示（一部開示・非開示）決定通知書

あなたから 年 月 日付けで申し出のあった診療記録の開示については、下記のとおり決定しましたので、御承知ください。

（なお、この決定は「県立病院における診療記録の開示に関する指針」に基づいて行うものであり、法令に基づく決定ではないため、行政不服審査法に基づく不服申立をすることはできません。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づいて開示請求する権利はありますので、併せて御承知ください。）

記

決 定 の 内 容	
開示する情報の内容	
備 考	（開示の日時は、あなたと相談の上、別途お伝えします。） なお、開示を受けることができる期間は、開示の実施の準備が可能な日から30日以内となります。その期間内に開示を受けられなかった場合には、この決定による開示は以後行われません。重ねて開示を希望される場合は、改めて開示の申出を行っていただく必要があります。なお、請求の日が異なるため、前回の請求と同様の決定になるとは限りませんので、ご注意ください。

病 院 局 長 様

○ ○ 病 院 長

診療記録の開示実績報告書

〇〇年度の診療記録開示の実績等は下記のとおりです。

記

1 開示等の件数

申出の件数	決定済みの件数				未決定件数
	開示決定の件数	一部開示決定の件数	非開示決定の件数	計	

2 申出受理から決定までの期間

15日以内	1月未満	2月未満	2月以上

1月以上期間を要したものがあある場合、その理由

3 申出者の内訳

本人	配偶者		親	その他の親族		その他
		内遺族			内遺族	

4 指針運用上の課題及び対応策

(1) 運用上の課題

(2) 課題への対応策